

日本農業「常識」と「非常識」の間

4

徳江倫明



とくえ・みちあき 生来の現場主義。1978年「大地を守る会」に参画。有機農産物の共同購入システムの開発を手がける。1988年には「でいっしゅぼーや」を興し、宅配システムを確立。その後日本初のオーガニックスーパーや有機認証機関の設立など、新しい分野の企画開発に挑戦し続ける。

「私たちは電力を選ぶ権利がある」

高校生のころだったと思う。ぼくは政治学者の丸山真男が書いていた「権利の上に眠るもの」という言葉がとても印象に残っていて、あらためて調べてみた。

彼はその中で次のような主旨を述べている。「日本国憲法第十二条には、この憲法が国民に保障する自由及び権利は国民の不断的努力によってこれを保持しなければならないと記されている。この憲法の規定を若干読みかえてみると、『国民はいまや主権者となった。しかし主権者であることに安住して、その権利の行使を怠っていると、ある朝目覚めてみると、もはや主権者でなくなっているといった事態が起こるぞ』という警告になっている」ということだ。

つまり権利を獲得し保持していくにはその権利を行使していくことが日々必要だと言っている。

今、私たちが暮らす高度消費社会においては消費者が何を選ぶか。つまり誰を支持し、何を買い、何を視るかという消費者の基本的権利である「選ぶ権利」の行使には、政治も、企業もメディアもマスコミも勝てるものではない。

そしてそれが一つの多数派になった時、「消費は権力」にもなる。それを消費者が、知る、気付くことはとても大事だ。国は消費が作るといっても過言ではない。

しかし、「選ぶ権利」を行使するためには、それを判断する「正しい」情報の公開があってこそ成立する。だから政治も企業も、メディアもマスコミも「消費の権力」に対してはややもすれば「情報操作」で対峙する構図となるわけだ。

そんな思いを背景に、もう一度福島第一原発事故がもたらした膨大な放射能汚染だが、私たちはそこから何を学んだ

のか考えてみる。

多分、多くの人が感じているのは「原子力発電は決して安全ではなかった。私たちは原子力発電について本当のこと、正しい情報を教えられていない。放射能汚染の被害からは、本質的に救済される方法がない」ということだ。さらには、発電にはいろいろな生産方法があるにもかかわらず、**私たちは電力を選ぶ権利がない**ということなのである。

そもそも、日本の消費者基本法第二条は、消費者に対し安全が確保される権利、選択の権利、必要な情報が提供され、教育の機会が確保される権利、そして被害から救済される権利などを「消費者の基本的権利」として保証している。しかし、今回気がついたことは、原発事故による放射能汚染においてはこの権利の何一つが達成されていないということだ。

私たちは「権利のうえに眠るもの」であってはならない。さまざまな電力の生産方法があるにもかかわらず、脱原発と原発推進の対立以前に、日本という国では電力を選ぶことができない仕組みになっていることに目を開かなくてはならない。

今、私たちが宣言すべきは「**私たちは電力を選ぶ権利がある**」ということであり、それをどう実現するかである。

その権利が実現すれば、「電力の産直」「電力の共同購入」も可能になる。今回の原発事故の最大の被害者はもっとも自然に近いところにいる農業、漁業、林業という第一次産業だ。

農産物の産直がそうであったように、小水力やソーラー、バイオマスなど自然エネルギーをもとにした発電事業が生産者と消費者を信頼で結ぶ、農業のもう一つの仕事になる可能性が十分にある。